

別表 2

平成17年基準消費者物価指数の作成・公表系列一覧

1 基本分類（10大費目及び中分類）

ただし、全国及び東京都区部については、品目別まで作成・公表する。

総 合	
食料 穀類 魚介類 肉類 乳卵類 野菜・海藻 果物 油脂・調味料 菓子類 調理食品 飲料 酒類 外食	保健医療 医薬品・健康保持用摂取品 保健医療用品・器具 保健医療サービス
	交通・通信 交通 自動車等関係費 通信
	教育 授業料等 教科書・学習参考教材 補習教育
住居 家賃 設備修繕・維持	教養娯楽 教養娯楽用耐久財 教養娯楽用品 書籍・他の印刷物 教養娯楽サービス
光熱・水道 電気代 ガス代 他の光熱 上下水道料	諸雑費 理美容サービス 理美容用品 身の回り用品 たばこ 他の諸雑費
家具・家事用品 家庭用耐久財 室内装備品 寝具類 家事雑貨 家事用消耗品 家事サービス	
被服及び履物 衣料 和服 洋服 シャツ・セーター・下着類 シャツ・セーター類 下着類 履物類 他の被服類 被服関連サービス	

< 基本分類別掲項目 >

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品 生鮮魚介（再掲） 生鮮野菜（再掲） 生鮮果物（再掲）	生鮮魚介 生鮮野菜 生鮮果物
生鮮食品を除く総合	（総合） - （生鮮食品）
生鮮食品を除く食料	（食料） - （生鮮食品）
持家の帰属家賃を除く総合	（総合） - （持家の帰属家賃）
持家の帰属家賃を除く住居	（住居） - （持家の帰属家賃）
持家の帰属家賃を除く家賃	（家賃） - （持家の帰属家賃）
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	（総合） - （持家の帰属家賃） - （生鮮食品）
エネルギー	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 ガソリン
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	（総合） - （食料） + （酒類） - （エネルギー）
教育関係費	教育の全品目 学校給食の全品目 男子学校制服 女子学校制服 通学定期（JR） 通学定期（JR以外） 学習机 ボールペン マーキングペン ノートブック セロハン粘着テープ 筆入れ 通学用かばん
教養娯楽関係費	学習机、文房具及び自動車教習料を除く教養娯楽の全品目 普通運賃（JR，在来線） 普通運賃（JR，新幹線） 料金（JR，在来線） 料金（JR，新幹線） 普通運賃（JR以外） バス代 航空運賃 旅行用かばん
情報通信関係費	固定電話通信用料 移動電話通信用料 放送受信料（NHK） 放送受信料（ケーブル） 放送受信料（NHK・ケーブル以外） インターネット接続料

2 財・サービス分類（全国及び東京都区部のみ）

総 合			
財	農水畜産物 生鮮商品 他の農水畜産物	サービス	公共サービス 公営・都市再生機構・公団家賃 家事関連サービス 医療・福祉関連サービス 運輸・通信関連サービス 教育関連サービス 教養娯楽関連サービス
	工業製品 食料工業製品 大企業性製品 中小企業性製品 繊維製品 大企業性製品 中小企業性製品 石油製品 他の工業製品 大企業性製品 中小企業性製品		一般サービス 外食 民営家賃 持家の帰属家賃 他のサービス 家事関連サービス 医療・福祉関連サービス 教育関連サービス 通信・教養娯楽関連サービス
	電気・都市ガス・水道		
	出版物		

< 財・サービス分類別掲項目 >

- 米類
- 耐久消費財
- 半耐久消費財
- 非耐久消費財
- 公共料金
- 生鮮食品を除く財
- 持家の帰属家賃を除くサービス
- 大企業性製品
- 中小企業性製品

3 世帯属性別指数（全国のみ）

- ・勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯中分類指数（月別及び年平均）
- ・世帯主の年齢階級別10大費目指数（年平均）
- ・世帯主の職業別10大費目別指数（年平均）
- ・住居の所有関係別10大費目別指数（年平均）

4 品目特性別指数（全国のみ）

- ・基礎的・選択的支出項目別指数（月別及び年平均）
- ・品目の年間購入頻度階級別指数（月別及び年平均）

5 季節調整済指数（全国及び東京都区部）

< 基本分類 >

- ・総合
- ・生鮮食品を除く総合
- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

< 財・サービス分類 >

- ・財
- ・半耐久財
- ・生鮮食品を除く財

6 参考指数（全国及び東京都区部）

- ・ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数（月別及び年平均）
- ・中間年バスケット方式による消費者物価指数（年平均）
- ・総世帯指数（全国のみ）（月別及び年平均）

7 地方区分（72系列）

(1) 都市階級（9系列）

全国

全都市

人口5万以上の市

大都市（政令指定都市及び東京都区部）…静岡県を除く

6大都市（東京都区部・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市及び神戸市）

中都市（人口15万以上100万未満の市及び静岡市）

小都市A（人口5万以上15万未満の市）

小都市B（人口5万未満の市）

町村

(2) 地方及び大都市圏（14系列）

北海道地方

東北地方

関東地方

関東大都市圏

北陸地方

東海地方

中京大都市圏

近畿地方

京阪神大都市圏

中国地方

四国地方

九州地方

北九州・福岡大都市圏

沖縄地方

(3) 都道府県庁所在市（川崎市及び北九州市を含む49系列）